

医療的ケアの必要なお子さんが利用することのできるサポートや制度について

※各種事業の対象要件については相談が必要です。

	連絡・相談窓口	0ヶ月 ~ 11ヶ月	1歳 ~ 5歳	小学(6歳~)	中学(12歳~)	高校(15歳~)	18歳~	20歳~		
医 療 的 ケ ア ・ 支 援	医療機関 (主治医等)	☐ 地域の小児医療の中心になる病院(沖縄県立北部病院、沖縄県立中部病院、沖縄県こども医療センターなど) ☐ 発達支援等の専門外来やリハビリが受けられる医療機関(名護療育医療センター) ☐ 自宅へ看護師等が訪問して医療的ケアをサポート(訪問看護事業)								
医 療 費	北部保健所 (地域保健班)	☐ 指定の小児慢性特定疾病の患者へ医療費を助成(小児慢性特定疾病医療費助成)(18歳まで)※必要な場合は20歳まで延長申請 ☐ 指定難病の患者へ医療費を助成します(難病医療費助成)								
	市町村役場 (保健師・母子保健) (障がい福祉) (児童福祉)	☐ 未熟児に医療費を助成。(未熟児養育医療) ☐ てんかん患者等の外来の医療費を助成(精神通院医療) ☐ 身体の障がいの改善のための手術費用等の助成(育成医療)(18歳未満) ☐ 重度の障害児者の医療費の自己負担分を助成(重度心身障害者(児)医療費助成) ☐ 子どもの医療費の助成が受けられます(子ども医療費助成)(市町村により対象年齢が異なる場合あり)								
福 祉 サ ー ビ ス	名護療育医療センター	☐ 子どもの保育や療育に関する支援が受けられます。(沖縄県障害児等療育支援事業)								
	市町村役場 (障がい福祉) 相談支援事業所	☐ 障がい児を入所にてサポートします(医療型障害児入所など)(18歳未満) ☐ 通いながら子どもの発達支援が受けられるサービス(児童発達支援など)(18歳未満) ☐ 在宅での介護をサポートします(居宅介護・短期入所など) ☐ 市町村毎に設定された福祉サービス(地域生活支援事業)(相談支援・移動支援など) ☐ 手帳に応じた制度利用や税金・公共料金等の減免が受けられます(身体障害者手帳・療育手帳・精神保健福祉手帳) ☐ 同一世帯に障害福祉サービスを等を利用している方が複数いる場合に一定の基準額を超えた場合は差額が償還されます(高額障害福祉サービス等給付費)								
経 済 的 サ ポ ー ト	市町村役場 (児童福祉) (障がい福祉) (年金)	☐ 在宅重度障がい児に現金を給付(障害児福祉手当)(20歳未満) ☐ ひとり親家庭に現金を給付(児童扶養手当)(中程度の障害のある場合は20歳になる月まで) ☐ 子どもの養育者に現金を給付(児童手当)(15歳の3月31日まで) ☐ 障がい児の養育者に現金を給付(特別児童扶養手当)(20歳未満)								
	北部福祉事務所 名護市役所(福祉)	☐ 養育者が掛け金を納め将来障がい児が一定額の年金を受ける(沖縄県心身障害者扶養共済制度) ☐ 生活困窮家庭の最低限度の生活保障支援(生活保護制度)								
母 子 保 健	市町村役場 (保健師・母子保健)	☐ 保健師等の訪問(未熟児・乳幼児全戸訪問・その他) ☐ 親子(母子)健康手帳交付(妊娠時) ☐ 乳児健診前期(3~5ヶ月) ☐ 乳児健診後期(9~10ヶ月)				☐ 1歳6ヶ月児健診 ☐ 3歳児健診			☐ 各市町村によって、その他母子保健事業を実施している場合がありますので、市町村保健師へご相談ください。	
保 育 ・ 教 育	市町村役場 (保育) (教育委員会)	☐ 保育所(障がい児保育) ☐ 認定こども園(障がい児保育)							☐ 幼稚園 ☐ 特別支援学級<小学校><中学校> ☐ 通級指導教室<小学校><中学校> ☐ 特別支援学校<幼稚部><小学部><中学部>	☐ 高等特別支援学校 ☐ 高等学校 ☐ 大学、短大、専門学校など<高等部>
そ の 他	ファミリーサポートセンター	☐ 兄弟姉妹等の保育所等の送迎や預かり等の子育て支援を行います(ファミリーサポート)								
	北部保健所 (地域保健班)	☐ 保健師等の訪問 ☐ 人工呼吸器を装着した小児慢性特定疾病児に対し、医療保険適用外での長時間の訪問看護サービスを利用できます(沖縄県療養生活支援事業) ☐ 人工呼吸器を装着した在宅療養の難病患者(児)に外部バッテリー等を貸与できます(沖縄県難病患者人工呼吸器用外部バッテリー等貸与事業)								
ライフステージ		0ヶ月 ~ 11ヶ月	1歳 ~ 5歳	小学(6歳~)	中学(12歳~)	高校(15歳~)	18歳~	20歳~		
医療的ケアの必要なお子さんとお子さんを支えるご家族の 子育てを応援する様々な専門職  		☐ 小児期の主治医 ① (病院: 診療科: 主治医: 相談員: 連絡				☐ 成人期以降の主治医				
		☐ 小児期の主治医 ② (病院: 診療科: 主治医: 相談員: 連絡								
		☐ 小児期の主治医 ③ (病院: 診療科: 主治医: 相談員: 連絡								
		☐ 保健所の保健師(保健所: 担当保健師: 連絡先								
		☐ 市町村の保健師(市町村: 窓口: 課 担当保健師: 連絡先:								
		☐ 相談支援専門員(相談支援事業所: 担当: 連絡先:								
		☐ 巡回相談員(保育所、認定こども園、幼稚園) ☐ 加配、支援員の先生(保育所、認定こども園、幼稚園) ☐ 介助員(幼稚園~高校)				☐ 特別支援コーディネーター(小学校~高校) ☐ 学習支援員(小学校~高校)				
						 				